

提案第44号

合併協定項目22 行政連絡機構の取扱いについて

合併協定項目22 行政連絡機構の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 21 年 5 月 15 日提出
始良西部合併協議会
会 長 城光寺 俊和

行政連絡機構の取扱いについて

- 1 現行の加治木町・始良町の自治会，蒲生町の集落を新市において「自治会」の名称に統一する。
- 2 加治木町・始良町の行政連絡員制度及び蒲生町の行政事務委託制度については，当分の間現行のとおりとし，新市の一体性の確保・公平性の観点から，関係団体等と協議の上，新市において3年以内に調整する。